

令和元年長審第32号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

指定海難関係人 b

職 名 B操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和元年5月26日07時35分

長崎県三重式見港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA モーターボートB

総トン数 5.9トン

全長	3.07メートル	
登録長	12.45メートル	
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	316キロワット	1キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部やや後方に操舵室を有し、同室右舷側に操縦席及び機関操縦レバーを、同室前部中央に舵輪をそれぞれ設け、舵輪前方の棚に右舷側から磁気コンパス、GPSプロッター、魚群探知機、レーダー、ソナー及び魚群探知機を装備したFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和元年5月26日07時30分三重式見港内のかきどまり漁港を発し、長崎県小墓島南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、Aは、10ノット以上の速力で航行すると船首が浮上し、操縦席に腰を掛けて操船していると、船首を挟んで右舷側に約5度、左舷側に約10度の範囲で船首方に死角が生じたものの、平素、a受審人は、立ち上がることで船首方の死角を解消していた。

a受審人は、船尾甲板で同乗者が下を向いて仕掛けの準備をする中、操縦席に腰を掛けて操船し、レーダーを1.5海里レンジのコースアップで作動させ、かきどまり漁港西方沖合の浅所の南側を回り込んで西行し、07時33分半少し過ぎ三重式見港式見防波堤灯台（以下「式見防波堤灯台」という。）から170度（真方位、以下同じ。）1,300メートルの地点で、同灯台南方沖合に視認した赤色の旗を掲げたボートを右舷船首方に見て航行できるように、針路を292度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,700にかけ、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a 受審人は、正船首700メートルのところに、Bを視認することができ、その後、Bが黒色の球形形象物を表示していなかったものの、船首を風上に立ててほとんど移動しないことから錨泊中であることが分かり、同船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針前に船首方に他の船舶を見掛けなかったことから、航行の支障となる船舶はいないものと思い、立ち上がって船首方を確認するなど、死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a 受審人は、何度か後方を振り向いて同乗者の仕掛けの準備状況を見て、Bを避けることなく進行し、07時35分式見防波堤灯台から202度1,100メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首が、Bの右舷船首部に後方から78度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで、風力1の北風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要なミニボートと呼称されるもので、船外機を船尾に取り付け、魚群探知機及びオール1組を装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたアルミニウム製モーターボートで、b 指定海難関係人が操縦者として1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、同日06時20分三重式見港内の式見漁港を発し、同漁港南方沖合の釣り場に向かった。

b 指定海難関係人は、海面上高さ2.3メートルの竿の先端に赤色の旗を取り付けて左舷船首部に掲げ、三重式見港内を南下し、06時40分頃から魚群探索を行い、07時00分前示衝突地点付近で、水

深約 28メートルの海底に重量約 5 キログラムのステンレス製四爪錨を投下し、直径約 9 ミリメートルの合成繊維製の錨索を 32メートル伸出して、船首部のクリートに錨索を 8 の字に 2 回巻いて係止した状態で、黒色の球形形象物を表示せず、機関を停止して錨泊を開始した。

b 指定海難関係人は、まき餌を行ったのち、船尾甲板の椅子に腰を掛け、船尾方を向いて仕掛けの準備を行っていたところ、07時33分半少し過ぎ衝突地点で、船首が010度を向いていたとき、右舷正横後12度700メートルのところにAを初認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、注意喚起信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b 指定海難関係人は、仕掛けの準備を継続中、右舷正横方至近にAを認め、立ち上がって物入れの呼子笛を2回吹いたものの、危険を感じて右舷船尾方に飛び込み、Bは、船首が010度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、Bを乗り切ってプロペラ翼に曲損並びに船首及び左舷船首部外板に擦過傷を、Bは、右舷船首部外板に圧壊及び左舷船首部外板に擦過傷等をそれぞれ生じ、のちにAは修理され、Bは廃船処理された。

#### (航法の適用)

本件は、三重式見港において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は、港則法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条を適用し、船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、三重式見港において、航行中のAが、見張り不十分で、錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、三重式見港において、釣り場に向けて航行する場合、船首方に死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことがないように、立ち上がって船首方を確認するなど、死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針前に船首方に他の船舶を見掛けなかったことから、航行の支障となる船舶はいないものと思いい、死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年7月13日

長崎地方海難審判所

審判官 覺 前 修